

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年2月27日

【会社名】 株式会社千葉興業銀行

【英訳名】 The Chiba Kogyo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 梅田 仁司

【本店の所在の場所】 千葉県千葉市美浜区幸町2丁目1番2号

【電話番号】 (043)243-2111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 田中 啓之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階
株式会社千葉興業銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)5695-1511(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 中村 徹

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 株主割当 0円
(注) 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額の総額は0円となります。
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
299,009,500,000円
(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2019年12月31日現在の当行の発行済普通株式総数(当行が保有する当行普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額です。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。なお、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が2017年1月に公募形式で発行した第1回第六種優先株式の調達額と同等になると仮定した場合、上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は12,000,000,000円となる見込みです。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社千葉興業銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】(第7回新株予約権証券)

(1)【募集の条件】

発行数	59,801,961個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	該当事項なし
申込期間	該当事項なし
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
割当日	2020年4月15日
払込取扱場所	該当事項なし

(注) 1. 取締役会決議日

2020年2月27日開催の当行取締役会において発行を決議しております。

2. 募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、基準日(後記(注)3に定めます。)における当行の最終の株主名簿に記載又は記録された当行以外の当行普通株式の株主に対し、後記(注)4に定める割当比率で新株予約権(以下「本新株予約権」という。)を割り当てます(以下「本新株予約権無償割当て」という。)

3. 基準日

2020年3月31日

4. 割当比率

各普通株式の株主の所有普通株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てます。なお、後記「(2)新株予約権の内容等」における「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、本新株予約権1個当たりの目的となる第2回第七種優先株式(以下「本優先株式」といいます。)の数は、0.01株です。

5. 本新株予約権無償割当ての効力発生日(会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日。以下同じです。)

2020年4月15日

6. 発行数(本新株予約権の総数)について

発行数(本新株予約権の総数)は、基準日における当行発行済普通株式総数から同日において当行が保有する当行普通株式数を控除した数とします。上記発行数は、2019年12月31日現在の当行発行済普通株式総数59,801,961株(当行が保有する当行普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込み数であります。

7. 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、基準日における当行の最終の株主名簿に記載又は記録された当行以外の当行普通株式の株主に対し、上記(注)5に定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。従って、申込み及び払込みに係る上記事項については、該当事項はありません。

8. 外国居住株主による本新株予約権の行使又は転売について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主(その者に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。)は、かかる点につき注意を要します。なお、米国居住株主(1933年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933)ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。)は、本新株予約権を行使することができません。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>第2回第七種優先株式</p> <p>第2回第七種優先株式(以下「本優先株式」という。)の内容は以下のとおりです。</p> <p>(ア) 第2回第七種優先期末配当金</p> <p>(1) 第2回第七種優先期末配当金</p> <p>当行は、当行定款11条の定めに従い、本優先株式の期末配当金(以下「第2回第七種優先期末配当金」という。)を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された本優先株式を有する株主(以下「第2回第七種優先株主」という。)、本優先株式の信託受託者(以下「第2回第七種優先信託受託者」という。)又は本優先株式の登録株式質権者(以下「第2回第七種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)、普通株式の信託受託者(以下「普通信託受託者」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式の1株当たりの発行価格相当額に年率1.8%を乗じて算出した9,000円(ただし、2021年3月31日を基準日とする第2回第七種優先期末配当金については、本優先株式1株につき年7,101円。また、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。)の期末配当金を支払う。</p> <p>(2) 非累積条項</p> <p>ある事業年度において第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第2回第七種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) 非参加条項</p> <p>第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対しては、第2回第七種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>(イ) 残余財産</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当行は、残余財産を分配するときは、第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通信託受託者又は普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの発行価格相当額(ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記(3)に定める経過第2回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。</p> <p>(2) 非参加条項</p> <p>第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。</p>
------------------	---

(3) 経過第2回第七種優先期末配当金相当額

本優先株式1株当たりの経過第2回第七種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第2回第七種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対して当行定款第12条に定める優先中間配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ウ) 議決権

第2回第七種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第2回第七種優先株主は、()各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第2回第七種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、又は、(b)第2回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結の時より、()第2回第七種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(エ) 種類株主総会

当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第2回第七種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(オ) 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、2027年10月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、金融庁の事前確認を受けている場合に限り、第2回第七種優先株主、第2回第七種優先信託受託者又は第2回第七種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得すると引換えに、下記(2)に定める財産を第2回第七種優先株主に対して交付するものとする。なお、本優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、本優先株式の取得と引換えに、本優先株式1株につき、本優先株式1株当たりの発行価格相当額(ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第2回第七種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、上記(イ)(3)に定める経過第2回第七種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第2回第七種優先期末配当金相当額を計算する。

(カ) 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、本優先株式の全てを、2030年10月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる本優先株式を取得すると引換えに、各第2回第七種優先株主に対し、その有する本優先株式数に本優先株式1株当たりの発行価格相当額(ただし、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額(下記(3)に定義する。以下同じ。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(3) 下限取得価額

下限取得価額は、200円とする。ただし、下記(4)による調整を受ける。

(4) 下限取得価額の調整

本優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式(以下「下限取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記に定義する。以下、本()、下記()及び()ならびに下記()において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本又は下記と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる下限取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)又は(b)の場合に応じて、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前下限取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()又は本()による調整が行われている場合

調整係数は、上記()又は本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- () 取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()又は()による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

- () 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

上記()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本(4)に準じて調整する。

- () 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

	<p>() 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記 ()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該下限取得価額の調整の前に上記 及び上記に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記 () (b)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記 (iv) (b)に基づく調整に先立って適用された上記 ()又は()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。</p> <p>() 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記 () の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記 ()及び()の場合には0円、上記 ()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合には修正価額)とする。</p> <p>上記 ()ないし()及び上記 ()において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。</p> <p>上記 ()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記 ()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。</p> <p>上記 ()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記 ()ないし()の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>下限取得価額調整式により算出された上記 柱書第2文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。</p> <p>(キ) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て</p> <p>(1) 分割又は併合 当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</p> <p>(2) 株式無償割当て 当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び本優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</p> <p>(ク) 優先順位 第二種優先株式、第四種優先株式、第五種優先株式、第六種優先株式及び第七種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。</p> <p>(ケ) 法令変更等 法令の変更等に伴い本優先株式に係る要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。</p>
--	--

	<p>(コ)非上場 本優先株式は、非上場とする。</p> <p>(サ)その他 上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。</p> <p>なお、当行本優先株式の単元株式数は100株です。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1 598,019株 上記新株予約権の目的となる株式の総数は、2019年12月31日現在の当行発行済普通株式総数59,801,961株(当行が保有する当行普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込み数である。(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の株(以下「交付株式数」という。)は0.01株とする。)</p> <p>ただし、本欄第2項によって交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である本優先株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 (1)当行が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従い行使価額(同欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式によって調整されるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>(2)前号の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3)調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4)本項に定めるところにより交付株式数の調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨並びにその理由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、次号に定める行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2)各本新株予約権の行使により当行が本優先株式を新たに発行する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、500,000円とする。ただし、本欄第2項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>2 行使価額の調整</p> <p>(1)当行は、新株予約権の発行後、本号の事由により発行済みの本優先株式の総数に変更が生じる場合、次に定める算式をもって行使価額を調整し、また、本号の事由が生じた場合には、必要な行使価額の調整を行う。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>株式の併合、分割、無償割当て、当行を存続会社とする合併、当行を承継会社とする吸収分割、当行を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>

	(2) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	12,000,000,000円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、2017年1月に公募形式で発行した第1回第六種優先株式の調達額である120億円と同等の調達額を基準とした場合の見込み額である。また、本新株予約権の行使期間内における本新株予約権の行使状況によっては、払込金額の総額は上記に記載の金額よりも増加又は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当行本優先株式1株当たりの発行価格は500,000円とする。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項によって変更されることがある。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2020年6月17日 ただし、2020年4月22日から2020年6月16日までの期間を行使請求書の事前受付期間(以下「行使請求書事前受付期間」という。)とし、当該期間中に当行が受領した行使請求書については行使期間である2020年6月17日に権利行使されたものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 行使請求の受付場所 株式会社千葉興業銀行 2 行使請求の取次場所 該当事項なし 3 払込取扱場所 株式会社千葉興業銀行 本店
新株予約権の行使の条件	1 1個の本新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。 2 本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を1個単位で行使することができる。ただし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は0.01株であるため、本新株予約権の行使により当行本優先株式1株を取得するためには、本新株予約権100個を行使する必要がある。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当行は、以下の各号につき当行の株主総会(株主総会が不要となる場合には、当行取締役会)で承認された場合、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、その時点において残存する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案 (2) 当行が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案 (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 (4) 当行の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について、当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について、当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当行取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし
--------------------------	--------

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当行の定める行使請求書(以下「行使請求書」という。)に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求書事前受付期間の始期(2020年4月22日)から行使期間の終期(同年6月17日)までに上記行使請求受付場所に提出しなければなりません。

本新株予約権を行使しようとする場合は、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を上記払込取扱場所の当行が指定する口座に振込むものとします。行使請求書事前受付期間中に振り込まれた金銭は行使期間である2020年6月17日に払込みに充当します。

上記行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできません。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額の入金が確認されていることを条件に、行使期間である2020年6月17日に発生します。

3. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

4. 本新株予約権の上場予定

本新株予約権は、株式会社東京証券取引所その他の金融商品取引所において、上場の予定はありません。

5. 本新株予約権証券の発行

当行は、本新株予約権について新株予約権証券を発行しません。

6. その他

上記各項については、本有価証券届出書の効力発生を条件とします。

上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は取締役頭取に一任します。

会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の内容等の読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行は必要な措置を講じます。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

また、本新株予約権の行使期間中に行使がなされなかった本新株予約権(以下「未行使本新株予約権」という。)については、行使期間の満了時に消滅し、当行又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
12,000,000,000	150,000,000	11,850,000,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、2017年1月に公募形式で発行した第1回第六種優先株式の調達額である120億円と同等の調達額を基準とした場合の見込み額です。
2. 発行諸費用の概算額は、登記費用、アドバイザー費用、証券代行事務手数料、目論見書発送に係る費用等であり、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間内における本新株予約権の行使状況によっては、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は上記に記載の金額よりも増加又は減少します。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額（見込額）11,850,000,000円は、過去の優先株式の発行による手取金の使途と同様に、千葉県を中心とした地元の個人及び事業者のお客さまへの資金需要に積極的に対応していくため、2021年3月期において、運転資金として貸出金等に充当する予定です。なお、本新株予約権の行使期間内における本新株予約権の行使状況によっては、差引手取概算額は上記に記載の金額よりも増加又は減少しますが、その場合も手取金の使途に変更はない予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(本新株予約権証券の発行について)

1. 目的

当行が営業基盤とする千葉県は県内北西部を中心に人口は緩やかに増加傾向を維持しており引き続き成長が見込まれる肥沃なマーケットであります。このような環境のもと、当行は2016年度からの3カ年にわたる中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト2019」を策定し、貸出・預金の増加を図り顧客基盤を強化していくとともに、その後の人口減少期における収益多角化に備えた「コンサルティング考動の実践」を進めてまいりました。

顧客基盤の強化は財務基盤の強化と両輪の関係にあります。当行のように国内業務のみを営む銀行等（国内基準行）の自己資本比率の最低所要水準は4%である一方、2020年3月末の自己資本比率は8%前半と十分に最低所要水準を上回る見込みです。しかしながら、当行は、業容拡大に対応するための更なる自己資本の充実と長期的な財務基盤の強化を図ることが、2019年4月より開始されている新中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト2022」に基づく更なる顧客基盤の拡大実現に資するものと考え、国際業務を行う銀行等（国際基準行）の単体総自己資本比率の最低水準である8%を、当行が維持すべき自己資本比率の水準として資本政策の中心に掲げ、更なる資本増強手段等を検討してまいりました。

当行は、営業基盤とする千葉県における堅調な経済状況と資金需要に対応すべく、2017年1月、2019年3月と優先株式の発行による資本増強を図ってまいりましたが、更なる業容拡大と過去に発行された優先株式の円滑な償還に向けた計画的な資本増強の両立が今後も必要になるものと判断し、以下の視点に基づき、本新株予約権を既存普通株主に割り当てることといたしました。

2. 本資金調達方法を選択した理由

当行においては、普通株主の権利の希薄化を回避すべく2019年3月に第1回第七種優先株式の第三者割当増資を実施しており、今回の資金調達においても優先株式の第三者割当増資を選択肢の一つとして検討いたしました。今回は既存普通株主の皆様に対して平等に新株予約権を割り当て、普通株主の皆様の自由な判断で権利行使を行っていただくことにより、既存普通株主の希薄化を回避しながら当行優先株式への投資機会を得ていただくことが重要と考えて、本新株予約権無償割当を選択することといたしました。

また、今回の資金調達では、普通株主の権利希薄化の回避の観点から非上場の優先株式を本新株予約権の行使の対価としているため、上場株券等を目的とするものであることが求められる新株予約権の上場と併せた新株予約権の無償割当（所謂「ライツ・オフリング」）は検討対象から除外しております。

3. 発行条件等の合理性

本新株予約権は、会社法第277条に規定する新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであることから、その発行に際しては株主の皆様において何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、割り当てられることとなります。

当行は、本優先株式の払込金額の算定に際しては、公正性を期すため、独立した第三者機関であるトラスティーズ・アドバイザー株式会社（東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー25階、代表者 寺田芳彦）（以下「第三者算定機関」といいます。）より価値算定書を取得しております。第三者算定機関は一定の前提

(当行株式の株価及びボラティリティ、クレジットスプレッド等)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項格子モデルを用いて本優先株式の理論価値を算定しております。本優先株式の発行条件及び払込金額は、第三者算定機関による価値算定書における算定結果をもとに本優先株式の払込価額が価値算定書上の理論価値の評価額の範囲内にあることを確認し、また当行の置かれた事業環境及び財務状況に照らし合わせた必要資金調達額を総合的に勘案の上決定しており、当行としては、適切な手続に従って決定されたものであると判断しております。

本優先株式には、2030年10月1日(以下「一斉転換日」といいます。)付での当行普通株式への一斉転換条項(当行普通株式を対価とする取得条項)が付されているものの、一斉転換条項はバーゼル 国内基準行においてコア資本に算入するための要件を満たすものであり、本優先株式には当行普通株式への転換権(当行普通株式を対価とする取得請求権)が付されていないため、一斉転換日より前までは普通株式数の増加は生じません。当行や他の国内基準行が過去に発行した同種の強制転換型優先株式の商品性を参考に、一斉転換日が到来するまでの期間は発行から約10年といたしました。また、本優先株式には、2027年10月1日以降、一定の要件のもと、当行が金銭対価により当該優先株式を取得することができる旨の取得条項が付されているため、その要件を満たす場合には、当行の判断により実質的な早期償還が可能となっており、一斉転換日の到来によって必ず普通株式数が増加するわけでもなく、一斉転換が行われた場合においても下限取得価額が設定されているため、本優先株式の発行の条件は、普通株主の権利の希薄化を相当程度回避できる建付けとなっております。なお、下限取得価額である200円は、本優先株式の払込価額が価値算定書上の理論価値の評価額の範囲内に収まることを条件に潜在的な希薄化率等を勘案して決定したものであり、第1回第七種優先株式で設定した下限取得価額と同一の金額となります。当行は、本優先株式発行によって、地域の取引先に円滑に資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たすために必要な自己資本の拡充を図るとともに、取得条項に基づく金銭対価による取得が可能となる日までに着実な剰余金の積み上げを図り、当該取得が可能となる日以降において本優先株式の金銭対価による取得を実施することで、一斉転換条項による普通株式への転換による既存普通株主の株式価値の希薄化の回避に努めてまいります。

これらの観点を踏まえ、本優先株式に係る発行条件等は当行にとって合理性があるものと判断しております。

4. 行使制限の内容について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主(当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。)は、かかる点につき注意を要します。なお、米国居住株主(1933年米国証券法(U.S. Securities Act of 1933)ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。)は、本新株予約権を行使することができません。

本新株予約権の割当てを受けた外国居住株主に対する当該制限につきましては、会社法上の株主平等の原則に抵触するものではないか慎重に検討いたしました。当行といたしましては、(1)米国その他当該国の証券法の規制が適用される可能性がある国を調査の上で特定し、外国居住株主が当該国に居住するか否かの調査を実施し、当該国に居住する株主の行使を認めた場合に履行する必要がある当該国における登録等の手続に係るコストが極めて大きな負担となる一方で、(2)本件においては、本新株予約権は、当行取締役会にて承認させていただく前提において外国居住株主が本新株予約権を譲渡することも可能であること、並びに(3)本新株予約権の行使の目的となる株式の種類は本優先株式であり、本優先株式は基本的に株主総会において議決権を有しないこと、及び上記のとおり、本優先株式の普通株式への転換は可能な限り回避される仕組みとなっていることから、本新株予約権の行使による普通株主の権利の希薄化は相当程度回避できる建付けになっていること等に鑑み、慎重に検討を行った結果、本新株予約権無償割当てを実行するにあたり、外国居住株主に権利行使を認めた場合における事務・コスト負担を考慮すると権利行使を制限することについては必要性があり、かつ、相当性を欠くものとはいえないと考えられることから、当該行使制限は株主平等原則に違反するものではないと当行として判断いたしました。

5. 資本金及び資本準備金の額の減少について

将来における今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、本新株予約権の行使による本優先株式の発行と同時に資本金及び資本準備金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることを予定しております。本新株予約権の行使による本優先株式の発行と同時に、これにより増額する資本金及び資本準備金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前の資本金及び資本準備金の額を下回ることはありません。なお、かかる資本金及び資本準備金の額の減少については、本優先株式の発行の効力が生じること及び必要となる許認可等の効力発生を条件といたします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第97期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第98期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第98期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月20日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第98期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月10日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年2月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月28日に関東財務局長に提出

なお、当行は、2020年6月30日迄を目途に、事業年度 第98期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)有価証券報告書を提出し、また、2020年5月13日頃を目処に、2020年3月期決算短信を公表する予定です。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2020年2月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2020年2月27日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社千葉興業銀行 本店

(千葉県美浜区幸町2丁目1番2号)

株式会社千葉興業銀行 東京支店

(東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。